

2026年3月17日

東浦町長 日高 輝夫 様

東浦町水道事業及び下水道事業審議会  
会長 千頭 聡

### 水道料金の適正化について（答申）

2025年8月4日付け7東水道第1307号で諮問のありましたこのことについて、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

#### 記

##### 1 はじめに

水道事業は、安全な水道水を供給する役割を担っており、住民の暮らしを持続的に支えるために、健全な経営を維持していく必要がある。また、2024(令和6)年1月に発生した能登半島地震では長期断水が問題となり、水道施設の耐震化が喫緊の課題となっている。

東浦町では、1960(昭和35)年に上水道事業を開始して以来、町の発展にあわせて事業を拡張し、安定的な水道水の供給体制の構築に努めてきた。

現状、東浦町水道事業では公営企業会計の基本原則である「独立採算の原則」に基づき、主に給水収益で運営されている。しかし、近年、節水機器の普及や人口減少による給水収益の減少に加え、物価高騰や愛知県水道事業の料金改定の影響が経営を圧迫している。また、南海トラフ地震の発生リスクが高まる中、創設期に整備された水道施設について、災害時においても機能を維持できるよう計画的な更新や耐震化を進める必要があり、そのための建設改良費は大幅な増加が見込まれている。このような状況のもと、経費削減だけで十分な財源を確保することは困難であり、水道料金の見直しは避けられないものとなっている。

水道料金については、1997(平成9)年度を最後に見直しが行われておらず、実情に即した料金の検討が長期間行われていない。

このような背景を踏まえ、当審議会では、町長からの諮問を受け、東浦町水道事業が将来にわたり継続的に安定したサービスを提供できる体制を整えるために、水道料金の適正化に向けた審議を行ったものである。

##### 2 料金改定について

東浦町水道事業は、2025(令和7)年から2034(令和16)年までの10年間の収支計画を示した経営戦略を公表している。その中で、2031(令和13)年度に純損失が発生し、

資本的収支の不足分に対する補てん財源が不足することを経営上の大きな問題点としており、「経営健全化に向けたロードマップ」を掲載している。

ロードマップでは、2026(令和8)年度に水道料金を改定するとし、その前年度から改定のための検討を行うとしている。

当審議会としては、この経営戦略を基本とし、2026(令和8)年度に管路更新等の投資に充てる財源を確保し、将来にわたり継続的に安定して水道水を供給できる体制を整えるための料金体系を設定することで意見が一致した。

◎水道料金体系  
基本料金表

(1か月あたり・税抜き)

区分	メーター口径	現行料金	新料金	増加額
専用給水装置及び 臨時給水用	13mm	390円	700円	310円
	20mm	390円	700円	310円
	25mm	1,800円	3,250円	1,450円
	40mm	5,500円	9,900円	4,400円
	50mm	8,200円	14,800円	6,600円
	75mm	20,500円	36,900円	16,400円
	100mm	35,000円	63,000円	28,000円
	125mm	52,900円	95,200円	42,300円
	150mm	73,500円	132,300円	58,800円
	200mm	104,400円	187,900円	83,500円
共用給水装置 ※	—	390円	700円	310円

※1戸につき

水量料金表

(1か月あたり・1m<sup>3</sup>につき・税抜き)

区分	使用水量	現行料金	新料金	増加額
専用給水装置	1~10m <sup>3</sup>	60円	79円	19円
	11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	126円	145円	19円
	21m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup>	163円	182円	19円
	31m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	192円	211円	19円
	51m <sup>3</sup> 以上	221円	240円	19円
臨時給水用	—	282円	301円	19円

(1) 料金算定期間

2026(令和8)年4月1日から2029(令和11)年3月31日までの3年間とする。

(2) 改定率

水道施設の老朽化や耐震化への対策を図りつつ、将来にわたり継続的に安定して水道水を供給できる体制を整えるため、平均改定率を26.78%とすることが妥当である。

(3) 基本料金

水道施設の維持管理に係る固定的な費用(固定費)等をメーター口径に応じて負担する基本料金は、一契約者あたり一律での費用負担となる料金のため安定的な収入確保が可能である。

しかしながら、水道事業は施設の先行投資が必要となるため、基本料金に割り当てられることが望ましいとされる固定費の割合が大きくなり、東浦町水道事業についても、固定費が総括原価の70%を超えていることから、固定費全てを基本料金で賄うことは厳しいと言える。したがって、経営の安定化を図りつつ低廉な価格を維持するため、基本料金と水量料金の構成割合は、水道料金算定要領(公益社団法人日本水道協会 令和7年2月)に基づき算定し、現在の10:90を、23.5:76.5とすることが妥当である。

(4) 水量料金

現行の水量料金では、水資源の保全や節水促進、水道施設にかかる負荷の公平性の観点から、水を多く使用するほど単価が高くなる仕組みである「逓増制」を採用している。一方、東浦町の給水収益の割合をみると単価の高い水量区分の使用水量割合に対して、給水収益は、単価の高い水量区分の割合が大きく、大口使用者の水需要に依存した不安定な収益構造と言える。

そのため、安定した給水収益の確保を目的として、生活用水使用者へ配慮した逓増制を維持しつつ、公平性の観点から大口使用者の負担を軽減するために、各水量区分の単価を均等に増加させる定額の改定が妥当である。

(5) 改定時期

南海トラフ地震等の災害発生リスクへの備えや2031(令和13)年度以降の経常収支の赤字化を回避するため、出来るだけ早期に改定することが必要であることから、使用者への周知期間を確保しつつ2026(令和8)年度中の改定が妥当である。

### 3 附帯意見

料金改定及び今後の事業経営にあたっては、当審議会の議論の経緯を踏まえ、以下の意見を参考とされたい。

(1) わかりやすい水道事業の情報発信を図ること

持続可能な水道事業の運営には、使用者の理解・関心が不可欠である。水道事業の施策や水道料金の適正化の議論についても、その目的や理由をしっかりと使用

者に周知して、理解を求めていくことが必要であるため、日頃から積極的な情報発信に努めていくこと。

(2) 老朽管の更新や基幹管路等の耐震化を計画的に進めること

東浦町は老朽管の更新や耐震化が十分とは言えない状況にある。老朽化に起因する事故や自然災害などによる水道施設への被害は、住民生活に大きな影響を及ぼすため、必要な財源を確保しつつ計画的な整備を実施すること。なお、水道とともに下水道も住民生活に欠かすことのできない重要なインフラであることから上下水道を一体的に捉え、より効果的な整備に取り組んでいくこと。

(3) 健全かつ安定的な持続可能な事業経営とすること

将来的には単独経営が厳しくなることが見込まれるため、近隣事業者との更なる広域連携を模索するとともに、スマート水道メーターなどのDX技術の活用により、更なる効率的な事業運営に努めること。また、水道料金の適正化以外にも水道関連業者や職員の人材確保などの課題も抱えていることから、これらの課題に対しての取組も進めていくこと。

(4) 今後の料金改定に関すること

健全な経営を維持するために、変化の激しい社会情勢を注視し、水道水の供給元となる愛知県水道事業の経営状況や料金改定の動向をはじめとする日々の情報収集に取り組むとともに、決算に基づく経営分析により経営状況を把握し、必要に応じて収支計画の見直し、水道料金の適正化を図ること。